



千葉県知事選挙のお知らせ

投票日

令和3年3月21日
(日曜日)
午前7時から
午後8時まで

投票できる人

- ① 次の4つの要件を満たしている人が投票できます。
 - ① 日本国民であること。
 - ② 平成15年3月22日以前に生まれ、かつ、令和2年12月3日以前に一宮町に転入届けを出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方。
 - ③ 公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。



投票所

第1投票所 一宮小学校体育館

- 1区・2区・3区・4区・5区
- 6区・7区・8区・9区・10区
- 宮原にお住まいの方。

第2投票所 東浪見コミュニティセンター

- 網田・釣・枇杷畑・権現前・大新・岩切・矢畑・稲荷塚・原・村及び住所が一宮町東浪見で、新浜地区にお住まいの方。

第3投票所 一宮町保健センター

- 11区・12区・13区・14区・15区
- 16区・17区・18区・19区
- 一宮町新浜地区にお住まいの方。

第4投票所 一宮町GSSセンター

- 8区・9区・10区
- 11区・12区・13区
- 14区・15区
- 一宮町にお住まいの方。

期日前投票及び不在者投票

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は、不在者投票がご利用できます。

(1) 期日 令和3年3月5日(金)から3月20日(土)まで

(2) 時間 午前8時30分から午後8時まで

(3) 場所 一宮町中央公民館 大会議室

※投票所入場券は3月4日以降に発送しますのでお手元に届いていない場合は、受付にお伝えください。

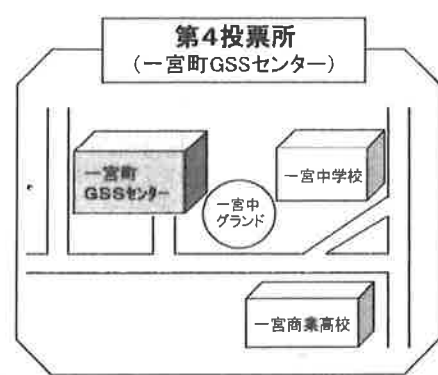
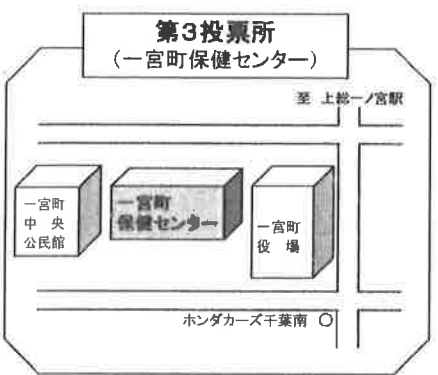
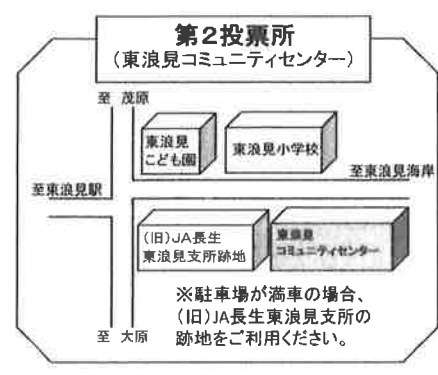
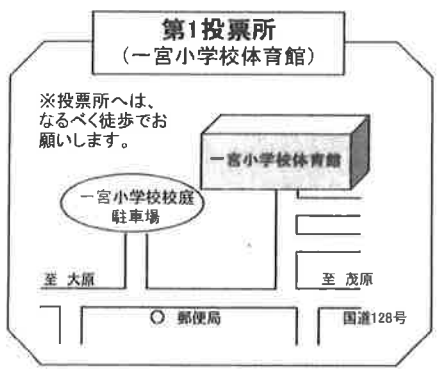
※新しくこのサービスを利用は希望日の前日午後3時までに予約センターにお申込みください。

2・1・5・0・0

除く)の午前8時45分から午後4時30分までです。利用には登録が必要です。登録されていない方は福祉健康課に申請してください。

4・2・1・4・3・1

投票日当日の投票所は次のとおりです。



棄権せず必ず投票しましょう。
「すてないで あなたの一票 その手から」

白ばら

一宮町選挙管理委員会
一宮町明るい選挙推進協議会

事務局: 一宮町役場総務課
電話: 42-2112

③ 滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

この場合、郵送に日数がかかりますので、お早めにお問い合わせください。

② 郵便による不在者投票における代理記載制度

第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合、この制度が利用できます。

① 障害者手帳を所持している方

② 介護保険被保険者として、介護度1級または2級の方

③ 介護保険被保険者として、介護度3級の方

④ 介護保険被保険者として、介護度4級の方

⑤ 介護保険被保険者として、介護度5級の方

⑥ 介護保険被保険者として、介護度6級の方

⑦ 介護保険被保険者として、介護度7級の方

⑧ 介護保険被保険者として、介護度8級の方

⑨ 介護保険被保険者として、介護度9級の方

⑩ 介護保険被保険者として、介護度10級の方

⑪ 介護保険被保険者として、介護度11級の方

⑫ 介護保険被保険者として、介護度12級の方

⑬ 介護保険被保険者として、介護度13級の方

⑭ 介護保険被保険者として、介護度14級の方

⑮ 介護保険被保険者として、介護度15級の方

⑯ 介護保険被保険者として、介護度16級の方

⑰ 介護保険被保険者として、介護度17級の方

⑱ 介護保険被保険者として、介護度18級の方

⑲ 介護保険被保険者として、介護度19級の方

⑳ 介護保険被保険者として、介護度20級の方

① 指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院入所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することができ、その投票所が指定されています。

② 郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができ、その投票所が指定されています。

① 障害者手帳を所持している方

② 介護保険被保険者として、介護度1級または2級の方

③ 介護保険被保険者として、介護度3級の方

④ 介護保険被保険者として、介護度4級の方

⑤ 介護保険被保険者として、介護度5級の方

⑥ 介護保険被保険者として、介護度6級の方

⑦ 介護保険被保険者として、介護度7級の方

⑧ 介護保険被保険者として、介護度8級の方

⑨ 介護保険被保険者として、介護度9級の方

⑩ 介護保険被保険者として、介護度10級の方

⑪ 介護保険被保険者として、介護度11級の方

⑫ 介護保険被保険者として、介護度12級の方

⑬ 介護保険被保険者として、介護度13級の方

⑭ 介護保険被保険者として、介護度14級の方

⑮ 介護保険被保険者として、介護度15級の方

⑯ 介護保険被保険者として、介護度16級の方

⑰ 介護保険被保険者として、介護度17級の方

⑱ 介護保険被保険者として、介護度18級の方

⑲ 介護保険被保険者として、介護度19級の方

⑳ 介護保険被保険者として、介護度20級の方

選挙の投票には、次のような制度がありますので、ご利用ください。

① 指定病院などで行う不在者投票

② 郵便による不在者投票制度

千葉県知事選挙 新型コロナウイルス感染症対策について

千葉県知事選挙は令和3年3月21日（日）に執行予定です。

令和3年1月8日（金）に緊急事態宣言が発出されていますが、このような場合でも、選挙は公職選挙法に基づき執行するものであると総務省から示されています。皆様に安心して投票いただけるよう予防対策を実施したうえで予定どおり千葉県知事選挙を執行します。

①投票所について

期日前投票所（期間：3月5日（金）～3月20日（土））

一宮町中央公民館

3月21日（日）の投票所

- | | |
|-------|---------------|
| 第1投票所 | 一宮小学校体育館 |
| 第2投票所 | 東浪見コミュニティセンター |
| 第3投票所 | 一宮町保健センター |
| 第4投票所 | 一宮町GSSセンター |

②投票所の感染症予防対策について

- (1) 入口にアルコール消毒液の設置
- (2) 換気及び事務従事者のマスク着用
- (3) 記載台の定期的な消毒
- (4) 筆記用具は受付で配布、また持参した鉛筆の使用も可
- (5) 受付に飛沫防止の亚克力板を設置
- (6) 投票所内が混雑しないための受付でのご案内
- (7) 風船、ティッシュの配布中止

③有権者の皆様へのお願い

- (1) 投票所の混雑を避けるため、できるだけ期日前投票をご利用ください。
- (2) 投票所内でのマスク着用のご協力、咳エチケットの実践をお願いします。
- (3) 投票後の手洗い、消毒、うがい等をお願いします。

有権者の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いします。

【問合せ先】一宮町選挙管理委員会

TEL 42-2112